

令和7年度

市県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税など

納税通知書を送付

令和7(2025)年度市県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）の納税通知書の発送予定日と納期限をお知らせします。

税目	発送予定日	納期限	
市県民税・森林環境税 (普通徴収分、公的年金 からの特別徴収分)	6月 5日	第1期	6月30日
		第2期	9月 1日
		第3期	10月31日
		第4期	来年 2月 2日
固定資産税 都市計画税	5月 9日	第1期	6月 2日
		第2期	7月31日
		第3期	12月25日
		第4期	来年 3月 2日
軽自動車税（種別割）	4月25日	6月 2日	

必ず納期限までに
納めてください

※公的年金からの特別徴収分は上表の納期限に限らず、原則年金支給時に引き去りされます
※給与からの引き去りで納める市県民税・森林環境税（特別徴収分）の納税通知書は、勤務先の会社等宛てに5月16日に発送予定

- 所得税の確定申告書・市県民税の申告書を3月18日以降に提出した場合
- ・申告内容が初回の納税通知書に反映できていない場合あり

・国民健康保険料、介護保険料等の算定、課税・所得証明書への内容反映が遅れる場合あり
- 各納期限までの納付が困難な場合、分割納付（納付誓約）の希望をにしのみやスマート申請から届出できます
- 

問

市県民税・森林環境税 …市民税課（0798・35・3212）
固定資産税・都市計画税…資産税課（0798・35・3269）
軽自動車税（種別割） …税務管理課（0798・35・3209）
納税について …納税課（0798・35・3238）

課税・所得証明書の発行開始日

令和7(2025)年度市県民税・森林環境税の課税証明書や所得証明書の発行は、給与からの特別徴収の人は5月16日から、普通徴収や公的年金からの特別徴収の人は6月5日から。問合せは税務管理課（0798・35・3251）へ。

国民年金

令和7年度の申請を受付

学生納付特例

学生納付特例は、学生で所得が少ない等の理由から国民年金の保険料を納めることが困難な場合に、申請して認められると保険料の納付を猶予できる制度です。令和7（2025）年度分の申請を受け付けています。

受付窓口	医療年金課（市役所本庁舎1階）、各支所・市民サービスセンター、アクト西宮ステーション ※郵送申請も可
必要書類	基礎年金番号の分かるもの、学生証など ※昨年度も同特例を利用している人は、日本年金機構から送付されるハガキによる申請も可

!

学生納付特例は年度ごとに申請が必要です
申請が遅れて未納期間があると、万が一病気やけがで障害の状態となった場合に障害基礎年金を受給できなくなることがあります

問

医療年金課（0798・35・3124）

HP 30834123

5/9から

昭和56年5月以前着工の住宅

耐震化を補助

市は、住宅に行う耐震改修工事の費用に対する補助の受付を、5月9日から開始します。詳しくは市のホームページでご確認ください。

対象住宅	耐震診断の結果、安全性が低いと判断された、昭和56年(1981年)5月以前に着工された住宅
対象者	上記住宅を市内に所有する県民等
補助額	▷耐震改修計画策定費補助・・・上限 20万円 ▷耐震改修工事費補助・・・・・・・上限100万円 ▷簡易耐震改修工事費補助・・・・上限 50万円 ▷屋根軽量化工事費補助・・・・・・定額 50万円 ▷除却工事費補助・・・・・・・・・上限 40万円
（戸建て住宅）	
申込	必要書類を5月9日～11月28日に建築指導課（市役所第二庁舎11階）に持参。受付順 ※予算が無くなり次第終了 必要書類は市のホームページから入手可。事前に電話連絡の上で来庁を ※簡易耐震診断も受付中（HP）94145098

!

特定の設計事務所や工務店を派遣・紹介することはありません
また、補助金交付決定前に契約を結ぶと補助の対象になりません

問

建築指導課（0798・35・3705）

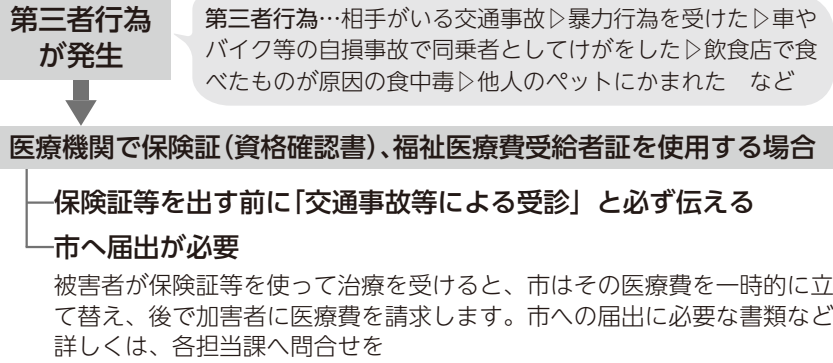
HP 24924937

市に届出を

国保・後期高齢者医療・福祉医療加入者へ

事故等で保険証等使用の注意

交通事故や傷害事件など、第三者からの行為によって受けた傷病の治療に要する医療費は、原則として加害者の負担となります。交通事故等の治療で医療機関を受診する際は、次の点に注意してください。



!

市へ届出をする前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談をすませてしまうと、健康保険と福祉医療を使用できなくなる場合があります

問合せ	対象	担当課 ※市外局番は《0798》	市HP
	国民健康保険加入者	国民健康保険課（35・3120）	13277716
	後期高齢者医療制度加入者	高齢者医療保険課（35・3154）	79706805
	福祉医療費受給者証所持者（上記保険加入者を除く）	医療年金課（35・3188）	16251417

4月から

入院時食事療養費等の

標準負担額が変更

4月1日から入院時食事療養費の標準負担額が変更になりました（入院時生活療養費の食事代も変更）。詳しくは市のホームページ（国民健康保険加入者…HP73206067、後期高齢者医療制度加入者…HP99430488）でご確認ください。

【入院時食事療養費の1食当たりの標準負担額（自己負担額）】

所得区分		昨年6月～3月	4月から
住民税課税世帯（※1）		490円	510円
住民税非課税世帯	90日までの入院	230円	240円
	91日目以降の入院（要長期認定申請）	180円	190円
	所得が一定水準に満たない世帯のうち、70歳（※2）以上の人	110円	110円

（※1）小児慢性特定疾病児童等・指定難病患者は、昨年6月～3月は280円、4月から300円。
精神病床入院患者（★）はいずれも260円
（※2）障害認定により、後期高齢者医療制度に加入している場合は65歳以上
（★）平成28年（2016年）3月31日時点で1年以上継続して精神病床に入院しており、4月1日以降も継続して入院している人

問

国民健康保険加入者 …国民健康保険課（0798・35・3120）
後期高齢者医療制度加入者…高齢者医療保険課（0798・35・3154）
上記以外 …加入している健康保険の窓口

5/20まで

市内施工業者による

リフォーム費用を助成

市は、市内の施工業者を利用して、住宅の修繕・補修工事などを行う場合に費用の一部を助成します。詳しくは市のホームページをご覧ください。

対象者	次の全てを満たす人▷市内に住宅を所有している▷4月25日時点で市内に住民登録があり、対象住宅に居住している▷市税の滞納がない▷過去に同事業の助成を受けたことがない
対象工事	次の全てを満たす費用40万円以上の工事▷住宅の機能維持・向上のための改修▷申請手続き完了後に着工し、工事完了・費用の支払い・市への実績報告の全てを来年3月31日までにできること ※部品などを調達でき、期間内に工事が完了できるか、事前に事業者へ確認を ※庭、植栽の工事や家電製品・エネファーム単独の取付けなどは対象外
助成金額	助成対象工事費の10％（限度額10万円）
定員	50人。多数の場合抽選
申込	市のホームページから、またはハガキに住所、名前（ふりがな）、電話番号、工事日程（6月20日以降）、工事内容、住宅の所有者、申込者と所有者が違う場合は続柄とその理由を書き、5月20日までに商工課（〒662-8567六湛寺町10-3）へ郵送（必着）を ※持参不可

!

抽選の上、当選者に申請書類を送付します。市からの助成決定の通知前に工事に着工した場合は、助成対象外になります

問

商工課（0798・35・3641）

HP 19592852